

平成26年度

国政に関する要望書

平成25年7月

神奈川県町村会

目 次

I	真の分権型社会の実現	
1	地方分権の推進	1
2	地方税財源の充実・強化	2
II	防災対策の充実・強化	
1	地震防災対策等の充実強化	6
2	原子力災害対策の強化	8
III	環境の保全	
1	森林等自然環境の保全	10
2	生活環境の整備促進	11
3	再生可能エネルギーの導入促進	13
IV	福祉・医療の充実	
1	福祉・医療施策の充実	14
2	医療保険制度の改革	18
V	都市基盤の整備	
1	都市基盤、海岸の整備促進	20
2	住民生活の安全・安心	22
VI	教育振興対策の推進	
1	就学前児童の教育充実	24
2	学校教育の振興	25
3	教育委員会制度の改革	25
	神奈川県町村会町村長名簿	26

I 真の分権型社会の実現

1 地方分権の推進

平成23年8月には第2次一括法が公布され、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が進められるなど、真の分権型社会に向けた動きが具体化しているが、引き続き地方自治法の抜本的な見直し等を進め、真に住民の視点に立つ分権型社会の実現を促すよう要望する。

また、道州制推進基本法案の国会提出の動きがあるが、国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民及び地方自治体への説明を丁寧に行うとともに、その取扱いについては、地方自治体との協議をしっかりと行う等、慎重に対応すること。

(1) 「国と地方の協議の場」の充実

義務付け・枠付けの見直し、国出先機関の原則廃止、税と社会保障の一体改革など、地域や住民生活に多大な影響を与える施策について、国と地方にとって最も効果的な施策となるよう、引き続き協議の場の一層の充実を図ること。

(2) 国と地方の役割分担の明確化

「地方ができることは地方が担い責任を持つ」という大原則のもとに、国と地方の関係を見直し、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲に際しては、事務・権限の移譲と税財源の移譲は一体不可分なものであることから、移譲に見合う所要の財源の確保について、地方との十分な協議を行い、その意見を踏まえながら具体的な仕組みや規模、行程を明らかにすること。

また、基礎自治体への権限移譲に際し、市と町村の主体性に差が生じることのないように配慮し、基礎自治体を補完する広域自治体の役割も含め、地方と十分に協議すること。

(3) 義務付け・枠付けの廃止・縮小に伴う情報提供

地域主権改革により、義務付け・枠付けの廃止・縮小と、これに伴う条例制定権の拡大が進められているが、町村が条例において独自の基準を設ける場合に、十分な検討が行えるよう、国が示す各種基準の根拠等について適切な情報提供を行うこと。

2 地方税財源の充実・強化

町村は税源が乏しい中、昨今の防災対策はもとより、農林水産業の振興、各種社会保険制度の実施など少子高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、自主財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は町村財政基盤を強化するため、次の事項について実現するよう強く要望する。

(1) 自主財源による行財政運営

地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途とし、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

また、町村には都市住民が享受する地球環境の保全能力など、都市支援機能を持つことから、単なる人口だけを基本とする税体系を根本的に見直すこと。

さらに、消費税の見直しにあたっては、地方への配分額について、十分に考慮すること。

(2) 地方交付税改革の推進

地方交付税は、国と地方のあり方の見直しや税源移譲と併せて改革していくことが基本である。

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算等の廃止及び特別会計借入の廃止を実施すること。

また、高齢化社会の中で、高齢者に対する行政需要が町村財政運営をさらに圧迫しているので、そこに着目したきめ細かな交付税算定を行うこと。

さらに、廃止補助金への補てんや新たな施策等の財源としての交付税措置については、不交付団体が著しい不利益を被ることのないよう、適切な措置を講ずること。

(3) 地方交付税の政策目的化の禁止

地方交付税は地方の固有財源であり、地方公務員の給与削減等、国の政策目的を達成するための手段として用いることは断じて行わないこと。

(4) 特別交付税の見直し

町村は最近の厳しい地域経済による税収減により、地方交付税の交付・不交付団体に関わらず、地域住民の様々な行政需要のためぎりぎりの財政運営を強いられている。

不交付団体に対する特別交付税の限定的配分を見直し、必要な行政経費が確保されるようにすること。

(5) 臨時財政対策債の見直し

県内自治体は、大きく税収が落ち込む中、福祉や医療等社会保障に係る経費の大きな伸びに、各々大変な工夫と必死の努力をもって行政運営をしている。

そこで、地方財政対策における臨時財政対策債発行可能額の算出方法について、都市部周辺の自治体、とりわけ町村に対し、制度設計の上で絶対に不利にならないよう総合的な視点で検討すること。

また、臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をすとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

また、臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講じられたい。

(6) 地方債諸要件の緩和

町村における公債費負担は未だ重く、健全な財政運営の支障となっているので、後年の将来負担比率を抑えるため、地方債に借換え諸要件緩和するとともに、繰上償還対象利率の引き下げなどについて措置すること。

(7) 地域活性化対策の推進

日本経済がようやく景気回復の兆しが見え始めたところに東日本大震災が起り、福島原発も原子力発電所事故の収束の見通しがた立たない中で、原油価格の高騰など景気の見通しは厳しい状況が続いている。地域を活性化し、地域経済が回復する大規模な補助金制度や交付金制度を創設すること。

(8) 雇用対策の継続

経済の停滞に伴う雇用情勢の悪化は県内自治体においても例外ではなく、企業努力のみで雇用が促進されることにも限界がある。また、地方自治体においても、税収減等による厳しい財政状況の中、公共事業を積極的に行うこと等による新たな雇用創出は難しいのが現状である。

厳しい雇用情勢に対して、雇用の促進となる現行の「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」について、要件の緩和など弾力的な活用を可能にするとともに、事業期間の延長を行うこと。

(9) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴う財源措置

いわゆるマイナンバー法とされるこの法律により、2016年1月から年金や福祉などの社会保障、税制、災害対策等に関する分野を1つの個人番号で一元管理する共通番号制度が始まる。制度の導入に当たっては、地方自治体の負担とならないよう適正な財政措置を講じること。

II 防災対策の充実・強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年余りが経過し、各地方自治体においては、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、国は次の事項について積極的な支援措置を講じるよう強く要望する。

1 地震防災対策等の充実強化

(1) 直下型地震等防災対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を充実、強化すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策の強化を図ること。

(2) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設、上下水道をはじめとしたライフライン施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講じること。

また、災害復旧活動のための道路・橋梁の整備に対しても、必要な技術的支援と財政的支援を講じること。

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の

復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっていることから、これらの事業に対する国の財政措置を更に充実すること。

また、完成時に中日本高速道路株式会社から移管された高速道路等に架かる跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設すること。

(4) 津波浸水対策の強化

東日本大震災による津波は、予測をはるかに超えるものであった。今後は、最新の知見を踏まえて津波浸水想定や地震被害想定を必要の都度見直し、早急に地方自治体や住民に明らかにすること。

また、津波時の避難誘導のための標高表示、フラッグ等について、全国どこでもわかる統一的なものとなるよう、先行して整備した自治体に負担をかけないように配慮しながら、国が標準化を進めること。

さらに、津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設等の整備を図る場合には、十分な財政措置を講じること。

(5) 地域防災無線への財政支援

今回の東日本大震災の教訓から、通信の多チャンネル化・高速データ化は早急に必要であるため、行政無線のデジタル化促進のための財政支援を行うこと。

(6) 液状化被害に対する支援

深刻な液状化による住宅被害について、被災者生活再建支援法の認定基準を緩和すること。

(7) 実効性ある防災計画・体制の確立

東日本大震災は国内観測史上最大のマグニチュードを記録し、今後、

こうした想定を超える地震等の発生に備えるため、市町村における地域防災計画の速やかな見直しが急務となっている。

しかしながら、市町村の地域防災計画は、災害対策基本法において、一昨年12月に修正された国の防災基本計画並びに都道府県の地域防災計画との整合性を図ることが義務づけられていることから、市町村における地域防災計画の見直し作業に遅滞を生じることのないよう、財政的支援を含め、必要な支援を行うこと。

(8) 自治体独自の被災地、被災者支援への国の主体性発揮

東日本大震災のような大規模災害にあっては、自治体が独自で被災地、被災者支援を実施しているが、国・県・市町村と協力し迅速に対応することが必要である。

自治体を実施する支援に対して財政的な援助等を含め、災害復旧・支援全般に関し、今回の震災の検証を行い、ガイドラインを策定するなど、自治体が的確に対応できるよう、国が主体となって取り組むこと。

また、災害対策基本法の一部改正案について、法施行後に円滑に運用できるよう、町村に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

(9) 災害教育の強化

東日本大震災においては、災害時の個人個人の判断能力、それを培う日々の災害教育の重要性が再認識された。学校のみならず、様々な場面で、あらゆる年齢層に災害教育を実施する施策を展開すること。

2 原子力災害対策の強化

(1) 放射能のモニタリングの強化

東京電力福島第一原子力発電所による放射能汚染に対し、大気、水道水、海水、土壌等のきめ細かい放射能測定や監視を実施すること。

(2) 放射能に関する情報の開示

国が持つすべての原子力及び放射能に関する情報を住民に分かり易く公表・情報開示を行うこと。

(3) 学校や保育施設等への支援

学校や保育施設等に対するグラウンドやプール等の測定には、規制基準の科学的な根拠を明確にした上で、早急に設定し、さらにその対策について支援すること。

(4) 農産物等食品に対するモニタリングの対応

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対する検査については、影響を十分に考慮した上で実施すること。

また、検査の結果、基準値を下回った農作物等の安全性を国民に十分に説明し、産地による差別化など、風評被害の防止にも努めること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講じること。

(5) 放射性物質が含まれた汚泥等への対策

放射性物質を含んだ下水汚泥焼却灰、一般廃棄物の焼却灰、側溝等に溜まった土砂等の堆積物について、具体的な処分方法を明示し、最終処分場の確保をすること。併せて、国が示した基準による処分の安全性等について、国が責任を持って国民への十分な周知を図ること。

(6) 原子力災害対策の補償

福島原発に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償を東京電力や国が行うこと。

Ⅲ 環境の保全

1 森林等自然環境の保全

森林は水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等、さまざまな機能を有していることと併せ、地球温暖化防止対策につながる重要な役割もあり、その多面的、公益的機能が大きくクローズアップしている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

(2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として、全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

(3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

(4) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、国として必要な措置を講じること。

(5) 野生鳥獣等防除対策に対する財政支援

鳥獣被害から暮らしを守る鳥獣被害防止特別措置法が今後着実に実施され、より効果的な運営となるよう町村に対する十分な支援措置を講じること。

特に、サル・シカ・イノシシ、ハクビシン・アライグマ・タイワンリス等の野生鳥獣や外来鳥獣による農林業被害、生活被害が広域化・深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を強化すること。

さらに、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動促進に関する法制定については、十分な情報提供と町村の意見を聞くこと。

2 生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が、総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策等を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期すると

ともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、購入時に再商品化料金を支払う方法に改正すること、指定取引場所を拡充すること、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどの実現を図ること。

(3) 使用済小型電子機器等の再資源化

使用済小型電子機器等の再資源化制度に参加する町村の回収に要する費用の初期投資に係る負担と、ランニングコストについても国が積極的に支援を行い、市町村の財政的負担軽減を図ること。

また、国民に対し、この制度におけるリサイクルの必要性や、市町村等への適切な引き渡しをすることなど、積極的な普及啓発を行うこと。

(4) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、適切な財政支援措置を講じること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、町村の事業量に対応した予算額を確保すること。

3 再生可能エネルギーの導入促進

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備を図る太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を行うとともに、初期投資への助成等の支援を行うこと

また、住民や事業者が太陽光発電や次世代自動車（電気自動車）などを導入する場合に、国においては、効果的でわかりやすい制度の創設や周知啓発を行うとともに、支援制度の充実を図られたい。

IV 福祉・医療の充実

1 福祉・医療施策の充実

少子高齢社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 介護保険制度の改善充実

- ① 介護保険料については、実態の運営に即した適切な保障措置を講じること。
- ② 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、調整交付金は別途確保するなど、財政的支援を強化すること。
また、介護サービスの量を確保するための規制緩和及び質を担保するためのチェック機能を強化する体制づくりの充実を図ること。
さらに、介護報酬の地域区分の見直しに当たっては、地域によりサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮すること。
- ④ 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。
- ⑤ 介護職員の処遇改善を介護報酬に上乘せすることは、保険料上昇を招き、利用者負担も重くなることから、介護職員の処遇改善について事業者への恒久的な交付金制度を創設すること。

(2) 少子化対策の充実

- ① 子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。
- ② 乳幼児医療助成制度は、現在県と町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。
- ③ 児童手当法の改正にあたっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、更なる改善を図ること。
- ④ 待機児童解消に向けた保育所等整備などの補助制度を復活すること。
- ⑤ 幼稚園・保育所一元化に係る情報提供を十分に行うとともに、本制度に係る職員及び教員等に負担が生じない制度設計とすること。
- ⑥ 妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ない実態があることから、不育症治療に係る保険適用の早期実現並びに助成制度等を創設すること。

(3) 障がい者福祉施策の充実

- ① 重度障がい児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

特に、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援支給に置くことで、義務的経費として明確な費用

負担を行うこととし、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図ること。

- ③ 「障害者総合支援法」のうち平成26年4月に施行される障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大等に向けては、現場に混乱を来さぬよう具体的な情報を迅速に提供すること。

また、実施主体である町村が安定的に制度を運用できるようにするとともに、必要となる財源については国の責任において万全の措置を講じること。

- ④ 障がい者の社会参加が増加している中、公衆トイレについて、身体障がい者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置を設置すること。

(4) 地域保健医療対策の充実

- ① 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じること。

- ② がん対策において、町村が実施する各種のがん検診については、継続的に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

特に、特定年齢がん検診については、女性のがん発症率が高まっていることから、より拡充された財源措置とすること。

- ③ 水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。

また、予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく費用の全額を国の責任において措置すること。

なお、現在県内でも患者数が急増している風しんについて、神奈川県では、国にさきがけた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を

創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講じるよう要望する。

- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く住民に周知を図ること。

また、まん延期において市町村が行う生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置並びに市町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分な支援を行うこと。

- ⑤ 肝炎対策について、肝炎が原因で発症した病気の費用についても、国の責任とすること。
- ⑥ 生活保護者の更生医療等他法優先については、町村における不公平な負担となっており町村の負担増は厳しい状況にあることから、早急に見直すこと。
- ⑦ 有害な鉛が水道水に溶けだす鉛製水道管の取替工事は水質基準の強化もあり、早急に完遂する必要がある。財政基盤が脆弱な水道企業体に対し、鉛製水道管取替にかかる補助制度を創設すること。

(5) 各種の制度改革に伴う電算処理経費の財政支援

福祉・医療を始めとする国の各種の制度改革に伴い、町村の既存電算処理システムを大幅に変更するときは、必要な財政支援措置を講じること。

その際、共同で電算処理を行うことによって経費の抑制に努めている町村が、不利な扱いとならないようにすること。

2 医療保険制度の改革

(1) 国民健康保険制度等の改革

現在、社会保障制度改革国民会議において、国保の財政基盤の強化や保険者のあり方について真摯に議論がなされているが、国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れ、保険料も高額化している実情から、これ以上の引き上げは困難であり、一般会計からの繰入れも容易でないため、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、国民健康保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう、強く要望する。

① 構造問題の抜本的な解決

ア 社会保障・税一体改革においては、2,200億円の公費を投入することが決定されているが、国保の財政状況は危機的であり、消費税率を8%に引き上げる際に実施すること。

イ 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。

ウ 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

② 都道府県保険者の実現

ア 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。

イ その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できるこ

と、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。

ウ 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。

エ 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

(2) 後期高齢者医療制度の見直しへの対応

国が、今後検討する後期高齢者医療制度の見直しについて、現場に混乱が生じないように慎重に行うとともに、小規模自治体、特に町村に不公平な負担を生じさせないように配慮すること。

また、制度見直しに伴うシステム変更費等多額の経費については、国の責任で措置すること。

V 都市基盤の整備

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

このため、国は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

1 都市基盤、海岸の整備促進

(1) 道路整備財源の確保

道路特定財源制度が廃止され、一般財源化法の成立によって関連の税収が必ずしも道路整備に使われることがなくなったが、町村にとって道路整備は生活基盤整備のための施策として極めて重要であるので、地方税源と道路財源については、引き続き確保し充実すること。

また、税源移譲にあたっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

(2) 町村下水道の整備促進

下水道の主要財源として地方債が活用されているが、将来における料金負担の安定化と、下水道事業の促進及び財政負担の軽減を図るため、償還期限の延長や借換債制度の更なる条件緩和を行うこと。

また、下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に柔軟で十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保すること。

また、使途や目的に関する自由度を高めるとともに、使いやすい制度とすると共に、平成26年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すこと。

(4) 生活交通の確保対策の充実

乗合バスは地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であるが、バス事業者による不採算路線からの撤退や大幅な減便が続いているため、町村が中心となってこれを維持・確保しなければならず、財政負担が増大している。

このため、対象要件が厳しい国の地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の採択要件を緩和するとともに、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講じること。

(5) 海岸保全対策の推進

相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。特に、大磯港西側から二宮海岸にかけての浸食は、台風被害も受け、深刻な状況となっている。

このため、新たな養浜対策など、海岸浸食対策の推進に向け、漁業関係者と協議をふまえ国の支援を一層拡充すること。

また、白砂青松の自然植生を回復するために、継続的で効果の高い松林保全事業に対しても積極的な支援をすること。

(6) 公共事業用地取得施策の充実

円滑な公共事業用地取得施策のために、公共用地提供者の税制優遇措置の充実と、収用事業に係る公共用地の代替地に対する税制措置の充実を図ること。

(7) 景観形成の整備促進

地域の風土や生活にあった住民中心の景観づくりに対し、景観法による補助制度を創設すること。

(8) 山間部等のテレビ受信状況改善に向けた補助事業の創設

地上波デジタル放送への完全移行に伴い、各地に中継局が開局し、地上デジタル放送の受信エリアは拡大されました。しかし、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残された地区が散在します。

山間部町村等の条件不利地域において、テレビ受信状況改善に向けた補助事業を創設するよう要望する。

2 住民生活の安全・安心

近年、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体に取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講じるよう要望する。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じること。

VI 教育振興対策の推進

中央教育審議会では、平成25年4月25日に「第2期教育振興基本計画について（答申）」をとりまとめ、その中で、学びのセーフティネットの構築等教育行政の4つの基本的方向性が示されたが、これらを実現するうえで、地方自治体の役割は重要である。

この答申の中で、国の役割として、国は全国的な教育の機会均等や教育水準の維持向上について最終的な責任を負うとされていることから、地方自治体が教育の振興を推進できるよう、国は次の施策を講じるよう要望する。

また、首相の下開催している教育再生実行会議において、教育委員会制度の抜本的な見直し等について検討を進めているが、地方公共団体が地域の実情に応じた教育行政を責任を持って展開できるよう、町村の意見を十分に聴取し、尊重する必要がある。

よって、国は次の事項について実現することを要望する。

1 就学前児童の教育充実

(1) 幼稚園教育の振興

幼稚園就園奨励費補助金については、入園料及び保育費の合計額の3分の1以内の補助とされているが、「予算の範囲内で経費の一部を補助する」という規定が幼稚園就園奨励費補助金交付要綱にあるため、実際の補助率は20%台前半にとどまり、実質的に市町村への負担転嫁と言える状況となっている。

幼稚園教育の更なる振興のため、補助対象経費の3分の1が確実に交付されるよう強く要望する。

2 学校教育の振興

(1) 少人数学級編制の実現

学級編成については、平成23年4月に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）の一部改正により、小学校1年生の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられるとともに、小学校2年生の35人学級については、標準法の改正によらず、36人以上学級の解消に必要な教職員の定数を加配することにより対応されているが、きめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、教職員の定数改善によって、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の早期実現を図ることを要望する。

(2) 特別支援教育の推進に係る体制の整備

平成19年4月から、すべての学校において特別支援教育が実施されているが、その推進に係る教員の加配等が十分に行われていないことから、特別支援教育を推進する体制を整備することが困難な状況にある。

障がいのある児童・生徒に対する教育の充実を図る上で、国の責任において、特別支援教育コーディネーター（教育相談コーディネーター）、特別支援教育支援員、発達障がい詳しい臨床心理士などの人的整備を一層充実するとともに、その経費に係る財政的措置を講じるよう要望する。

3 教育委員会制度の改革

(1) 首長の責任の下で教育行政を行うことができるよう、教育委員会の設置の選択制も含め、首長と教育長の関係について検討すること。

(2) 国の地方公共団体に対する是正・改善の指示を拡大することに関しては、地方教育行政に対する国の関与のあり方について、改めて検討すること。

神奈川県町村会町村長名簿

会	長	中井町長	尾上	信一
副	会	二宮町長	坂本	孝也
副	会	清川村長	大矢	明夫
政務担当役員		湯河原町長	富田	幸宏
監	事	山北町長	湯川	裕司
監	事	大磯町長	中崎	久雄
		葉山町長	山梨	崇仁
		寒川町長	木村	俊雄
		大井町長	間宮	恒行
		松田町長	島村	俊介
		開成町長	府川	裕一
		箱根町長	山口	昇士
		真鶴町長	宇賀	一章
		愛川町長	山田	登美夫